

令和8年度 神栖市立学校の施設の開放に関する事務要領

1 目的

この要領は、神栖市立学校の施設の開放に関する規則（以下、「規則」という。）第9条に定める申請手続きや第10条及び第11条に定める利用禁止、利用の中止及びその他規則の実施に関して必要な事項を定め、学校開放事業に係る事務を円滑に執行するとともに、市内スポーツ活動の普及と振興を図ることを目的とする。

2 利用期間

令和8年4月13日（月）から令和9年2月28日（日）

※ただし、学校閉庁日である下記の日程は利用できません。

令和8年8月13日（木）から8月16日（日）

令和8年11月13日（金）（県民の日）

令和8年12月28日（月）から令和9年1月4日（月）

各学校の創立記念日

また、学校行事等により上記利用期間内でも利用できない場合があります。

3 開放する学校体育施設

市立小・中学校の体育館、柔道場、剣道場、卓球場、校庭（小学校のみ）

4 施設利用時間

体育館・柔道場・剣道場・卓球場

平日	午後7時から午後9時
土・日曜日	(小学校) 午前9時から午後9時までのうち2時間
	(中学校) 午後5時から午後9時までのうち2時間

校庭

平日	利用できません
土・日曜日 (小学校のみ)	(5月～10月) 午前9時から午後5時までのうち2時間
	(11月～4月) 午前9時から午後4時までのうち2時間

5 対象団体

以下の条件をすべて満たす団体。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者10人以上で構成されており、定期的・継続的にスポーツ活動をする団体であること。
- (2) 18歳未満の者で構成されている団体(小・中・高校生等の団体)は、18歳以上(高校生を除く)の責任者がいること。
- (3) 団体構成員全員が傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険等)に加入していること。
- (4) 利用する学校の奉仕活動に必ず参加できること。
- (5) 代表者会議に必ず参加できること。

波崎地区：令和8年4月9日（木）、神栖地区：令和8年4月10日（金）

6 利用許可の申請

(1) 第1次申請（別紙1参照）

ア 申請期間：令和8年3月2日（月）～3月13日（金）まで

イ 提出書類：学校利用許可申請書、利用者名簿、誓約書

※前年度に許可の取消し（利用の中止）を受けた団体については、上記提出書類のほかに文化スポーツ課が指示する再発防止策等に係る書類

ウ 提出方法：窓口へ直接提出

(2) 第2次申請（別紙2参照）

ア 申請期間：令和8年5月7日（木）～5月15日（金）まで

イ 提出書類：学校利用許可申請書、利用者名簿、誓約書

ウ 提出方法：窓口へ直接提出・郵送・FAX・E-MAIL（写真の添付不可）のいずれか

7 利用の許可

(1) 利用については週1回2時間以内とするが、6月1日（月）以降、施設の空き状況により週2回までの利用を認める。

この場合、利用を希望する団体は別紙2の流れに従って教育委員会文化スポーツ課（以下「文化スポーツ課」という。）に必要書類を提出すること。

(2) 学校体育施設を利用する団体（以下「利用団体」という。）の増加等により、施設の共有利用が必要な場合には、利用団体間で協力しながら利用するものとする。

8 利用の禁止

規則第10条及び次に該当する場合は、利用を認めない。

(1) 体育館内におけるフットサルやハンドボールのほか、文化スポーツ課が施設をき損させる恐れがあると判断したスポーツ活動等。

(2) 規則第11条に基づき、許可の取消し（利用の中止）を前年度に受けた団体のうち、文化スポーツ課が指示する再発防止策等に係る書類を提出しないとき、もしくは、教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が、提出された再発防止策等に係る書類が不適切であると認めたとき。

9 利用者の遵守事項

(1) 管理指導員の指示に従うこと。

(2) 利用許可された場所以外は立ち入らないこと。

(3) 利用者名簿に記載された者以外は利用させないこと。

(4) 利用するときは、18歳以上の責任者が必ず立ち会うこと。

(5) 利用団体は、利用権を譲渡又は転貸しないこと。

(6) 利用施設の鍵を複製しないこと。

(7) 学校敷地内で、水分補給以外の飲食、喫煙及び飲酒をしないこと。

(8) 屋内体育施設では、室内用シューズを使用すること。

(9) 種目のコート等の作成に係る器具以外は利用者において用意すること。

(10) ゴミは各自持ち帰ること。

- (11) 自家用車は所定の駐車場へ駐車し、校庭へは乗り入れないこと。
- (12) 利用にあたっては、近隣住民に騒音等で迷惑をかけないこと。
- (13) 利用時間を厳守すること。
(利用前の準備、利用後の清掃等の作業、鍵の解錠・施錠も利用時間を含む)
- (14) 利用にあたっては、緊急時の避難経路の確認・確保など安全対策を図ること。
- (15) 火災発生の予防、事故や施設の破損等の防止に努めること。
- (16) 利用に支障をきたさない範囲で節電（不要な照明の消灯・半灯）に努めること。
- (17) その他教育長の決定事項を厳守すること。

10 利用の中止及び利用の制限

規則第11条及び前項の遵守事項を守らなかった団体又は次に該当する団体は、学校施設の許可を取消し、利用を中止させることができる。

また、許可の取消し（利用の中止）を受けた団体は、同年度内の学校施設の利用はできないものとする。

- (1) 学校利用許可申請書の申請内容と利用実態が著しく異なるとき。
- (2) 営利を目的とする利用をしたとき。
- (3) 同一団体が、別名団体として複数登録したとき。
- (4) 建物及び付属物を破損する恐れがあると認められたとき。
- (5) 公安又は風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (6) その他教育長が利用団体として不適切であると認めたとき。

11 利用者の責任

- (1) 開放学校の施設、設備を破損若しくは亡失したときは、弁償の責を負うものとする。
- (2) 開放施設、設備の利用中における利用者のケガ等の責任は、利用者において負うものとする。
- (3) その他、開放施設、設備の利用中に起きた事故等に関しては、教育委員会、学校は一切の責を負わないものとする。

12 管理指導員

- (1) 管理指導員は、教育長が委嘱する。
- (2) 管理指導員は、非常勤とし、無給とする。

13 管理指導員の職務

- (1) 利用者に対し「9. 利用者の遵守事項」に掲げる事項を厳守するよう適切な指導、監督をすること。
- (2) 危険な行為、他人の迷惑になる行為に対し適切な指導、監督をすること。
- (3) 事故発生時は応急処置をするとともに、保護者や文化スポーツ課に連絡すること。
- (4) 施設の清掃、用具の整頓等の指導をすること。
- (5) 学校施設の管理、利用者の安全確保に努めること。
- (6) **管理指導員**日誌を記入し、毎月末ごとに文化スポーツ課へ提出すること。
- (7) **利用施設の鍵**を管理・保管し、利用終了後、文化スポーツ課へ返却すること。

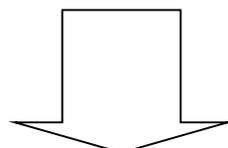
利用申込みの流れ

■第1次申請

申請後の内容変更はできませんので申請は慎重に行ってください!

利用申請団体

学校利用許可申請書・利用者名簿・誓約書を記入後、3月13日（金）までに「文化スポーツ課（神栖市役所本庁舎5階）」または「市民生活課（波崎総合支所内）」へ提出



文化スポーツ課

審査・調整

- ① 申請内容を審査
- ② 引き続き前年度と同じ施設・曜日・時間帯で利用する団体を優先的に配置
- ③ 空いている学校に新規利用申請団体を配置

※各校の空き状況は、文化スポーツ課（0299-77-7529）までお問い合わせください。



学校への確認

※学校行事等により申請のとおり利用できない場合は、別の学校・曜日へ移動していただくことがあります。（施設の空き状況は文化スポーツ課より申請団体へ案内します）



調整結果や代表者会議の詳細は3月下旬に団体代表者の方へ送付します。

代表者会議（波崎地区：4月9日（木）、神栖地区：4月10日（金））

スポーツ安全保険の写しと引き換えに学校利用許可証、管理指導員委嘱状、管理指導員日誌及び利用施設の鍵を交付します。

※代表者会議に参加できない場合は、第1次申請での利用が認められませんので、必ず参加してください。

■第2次申請

申請後の内容変更はできませんので申請は慎重に行ってください！

新規利用または週2回目の利用を希望する団体

- ①5月7日（木）から5月15日（金）の間に、学校利用許可申請書・利用者名簿（週2利用でメンバーの変更が無い団体は不要）・誓約書を「文化スポーツ課（神栖市役所本庁舎5階）」または「市民生活課（波崎総合支所内）」いずれかの窓口へご提出または郵送・メール（写真の添付不可）・FAXで申請してください。
※平日8時30分から17時15分まで。
- ②5月15日（金）までに申請された団体で一度調整を行った後、6月1日（月）から利用開始となる予定です。

1
程度
週間

文化スポーツ課

審査・調整・学校への確認

- ①申請内容を審査
- ②空いている学校に申請団体を配置。新規団体の調整後週2回利用を希望する団体を調整します。
（希望が重複した時は、当該団体の話し合い等により別の学校・曜日へ移動していただきます。）
※代表者同士の調整が見つからない場合は、5月20日（水）午後6時30分に文化スポーツ課にて抽選となります。抽選に外れた場合及び出席できない場合は、別の学校又は曜日に変更していただくこととなります。
- ③申請内容を学校に提示
※学校行事等により申請のとおり利用できない場合は、別の学校・曜日へ移動していただくこととなります。

1
程度
週間

団体代表者に電話またはメールにて連絡

利用開始

学校利用許可証、管理指導員委嘱状、管理指導員日誌及び利用施設の鍵の受け渡しにより利用を開始。
新規団体については、保険加入済み証の写しをご提出ください。
利用する学校へ連絡し、利用上の諸注意を受けてください。

※5月15日（金）以降も随時利用申請は受け付けていますが、第2次申請期間以降に申請された団体については、利用まで約1ヶ月を要しますのでご了承ください。